

公立鳥取環境大学情報メディアセンター運営規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第7条に定める情報メディアセンター（以下「メディアセンター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(メディアセンターの目的)

第2条 メディアセンターは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生、並びに地域社会等の利用に供するため、学内情報ネットワークシステムの管理運営並びに図書館サービスに関する業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 メディアセンターにセンター長を置く。

- 2 前項に定める者のほか、副センター長を置くことができる。
- 3 副センター長を置かない場合にあつて、センター長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代理（以下、「職務代理者」という。）する。
- 4 メディアセンターの事務は、図書情報課が行う。

(運営委員会)

第4条 メディアセンターに情報メディアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、委員長はセンター長をもって充てる。また、副委員長は、副センター長又は職務代理者をもって充てる。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 学長が指名する学部の専任教員 各学部1名
 - (4) 学長が指名する人間形成教育センターの専任教員 1名
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 運営委員会は、第2項に規定する委員の過半数以上の出席により成立する。
- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見を聴くことができる。
- 10 運営委員会の事務は、図書情報課が行う。

(審議事項)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) メディアセンターの運営方針
- (2) 図書・雑誌・電子ジャーナル・視聴覚資料等（以下「図書等」という。）の購入方針及び計画
- (3) 本学で使用するコンピュータ（本学が学生に斡旋するものを含む。）のハードウェア、ソフトウェア、ネットワークインフラ、学内のデータベースなど（以下「情報システム」という。）の整備・運用に関する方針及び計画
- (4) 図書等及び情報システムに関する事項のうち学長から諮問された事項
- (5) その他センターの運営に関し委員長が必要と認めた事項

（専門部会）

第6条 委員長は、必要に応じて委員会内に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て定める。

（報告）

第7条 委員長は、第5条に規定する審議事項の結果を学長に報告する。

（メディアセンターの利用）

第8条 メディアセンターの利用について、必要な事項は別に定める。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、メディアセンターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第29号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第44号）

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

附 則（平成27年規程第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第35号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第23号）

この規程は、令和3年6月29日から施行する。